

# 南行徳MBC女子会計規則

2009年2月

1. 本規則は、南行徳MBC女子の運営に関する会計の規則を定める。
2. 会計年度は4月から翌年の3月までとする。
3. 南行徳MBC女子を運営する為の部費を徴収する。
  - 1) 部員一人当たり2,500円/月とする。
  - 2) 6年生については2月分まで徴収する。
  - 3) 徴収は、月末に行うものとする。
4. 部費の使用内訳については、下記のとおりとする。
  - 1) 運営に必要な経費（大会参加費・コーチの研修費など）
  - 2) 運営に必要な消耗品（印刷代・医薬品など）
  - 3) 備品の購入
  - 4) 他校への遠征費（月500円/人を限度とする。月500円/人を超える場合は追加徴収とする。）車代の基本は始めの片道5kmまでを400円とし、片道5kmを超える場合は走行距離により算出し加算する。
  - 5) 他校へ遠征の際のお礼
  - 6) 交流会費（クリスマス会・6年生を送る会など）
  - 7) 卒業式での6年生への贈り物
  - 8) その他、部長が特に必要と認めたもの。
5. 会計報告について
  - 1) 会計は3月末締めで行い、決算報告は4月中旬までに行うこととする。

ただし、6年生保護者に対しては、3月の6年生を送る会までに中間報告を行って了承を得るものとする。
  - 2) 決算報告の際は、部長・副部長・会計により監査を行うものとする。